雖工、倉庫廢合

二、人員整理ノ根本的理由

近來製品販賣競走甚ダシク會社ノ原価ヲ徹底的ニ切リ詰メル必要上現場地ニ流用シ得ラレザル人ニ限リ整理ヲ行フ

三、整理ノ人員部門整理

同上理由ニヨリ鑄造部ノミ廢止ス

四、同上手當

大正十三年一月十二日發表規定通リ

但シ解雇者ノ將來ニ就テ出來得ル丈相談ニ應ズ

五、常雇額

會社ガ相當ノ成績ヲ擧ゲルマデ規定外ノ場合ヲ行ハズ

六、實施期即時

追テ記載外詳細ノモノ必要アル場合何時ニテモ面談説明ヲ爲ス

追加七、自今常雇ノ事

財團法人協調會大阪支所

所蔵資料の転載を禁ず

協調會大阪支部

閲覧会

其ノ本

一、雇入ハ工場ノ都合ニヨリ本人ニテモ保證人ニテモ其ノ何レニテモ可ナリ

二、工場ヲ轉ズル場合ハ一週間前ニ通知スルモノトス

三、工場ヲ轉ズル場合ハ一週間前ニ通知スルモノトス

四、工場ヲ轉ズル場合ハ一週間前ニ通知スルモノトス

五、工場ヲ轉ズル場合ハ一週間前ニ通知スルモノトス

六、工場ヲ轉ズル場合ハ一週間前ニ通知スルモノトス

七、工場ヲ轉ズル場合ハ一週間前ニ通知スルモノトス

八、工場ヲ轉ズル場合ハ一週間前ニ通知スルモノトス

九、工場ヲ轉ズル場合ハ一週間前ニ通知スルモノトス

十、工場ヲ轉ズル場合ハ一週間前ニ通知スルモノトス